

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三豊市仁尾町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成26年1月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	木下 実	三豊市仁尾町仁尾乙504番地1	平成25年12月19日
〃	眞鍋 忠博	〃 〃 〃 丙173番地	〃
〃	曾根 満	〃 〃 〃 甲613番地	〃
〃	辻 繁太郎	〃 〃 〃 乙34番地	〃
〃	柴坂 紀正	〃 〃 〃 乙1675番地3	〃
〃	喜田 久幸	〃 〃 〃 戊136番地	〃
〃	山本 類春	〃 〃 〃 戊575番地1	〃
〃	眞鍋 武男	〃 〃 〃 己1297番地2	〃
〃	河田 元久	〃 〃 〃 丁1133番地1	〃
〃	吉田 昭和	〃 〃 〃 丁973番地	〃
〃	浪越 香	〃 〃 〃 丙896番地3	〃
〃	大西 計	〃 〃 〃 丁87番地18	〃
監 事	坂田 正勝	〃 〃 〃 丙366番地	〃
〃	浅野 正行	〃 〃 〃 甲817番地	〃
〃	浪越 利久	〃 〃 〃 丙590番地	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	木下 実	三豊市仁尾町仁尾乙504番地1	平成25年12月20日
〃	柴坂 紀正	〃 〃 〃 乙1675番地3	〃
〃	眞鍋 忠博	〃 〃 〃 丙173番地	〃
〃	吉田 俊文	〃 〃 〃 甲456番地1	〃
〃	眞鍋 祐一	〃 〃 〃 丙778番地1	〃
〃	嶋田 直士	〃 〃 〃 甲111番地2	〃
〃	塩田 寛	〃 〃 〃 戊584番地	〃
〃	河田 進	〃 〃 〃 己1401番地20	〃
〃	河田 元久	〃 〃 〃 丁1133番地1	〃
〃	北岡 良久	〃 〃 〃 丁995番地3	〃
〃	浪越 香	〃 〃 〃 丙896番地3	〃
〃	今川 精一	〃 〃 〃 丁24番地	〃
監 事	田渕 博章	〃 〃 〃 甲123番地1	〃
〃	曾根 正秀	〃 〃 〃 丙1169番地1	〃
〃	土山 修身	〃 〃 〃 戊662番地6	〃